

CALS/EC 資格制度

「継続教育の記録申告書提出のご案内」

2011 -

社団法人 建設コンサルタンツ協会

CALS/EC 事務局

# 目 次

はじめに	1
------	---

## 継続教育の記録申告書提出のご案内

・記録申告対象者	3
・継続教育の記録申告書提出による登録	4
・記録申告書類の提出・受付	6
・登録申請料	8
・CALS/EC 資格制度 更新講習など継続教育取扱要領	9

## はじめに

CALS/EC 資格試験に合格し、登録簿に登録された方の登録有効期間は、合格証が交付された日から 2 年間で、以後 2 年毎に登録更新の手続きが必要となります。

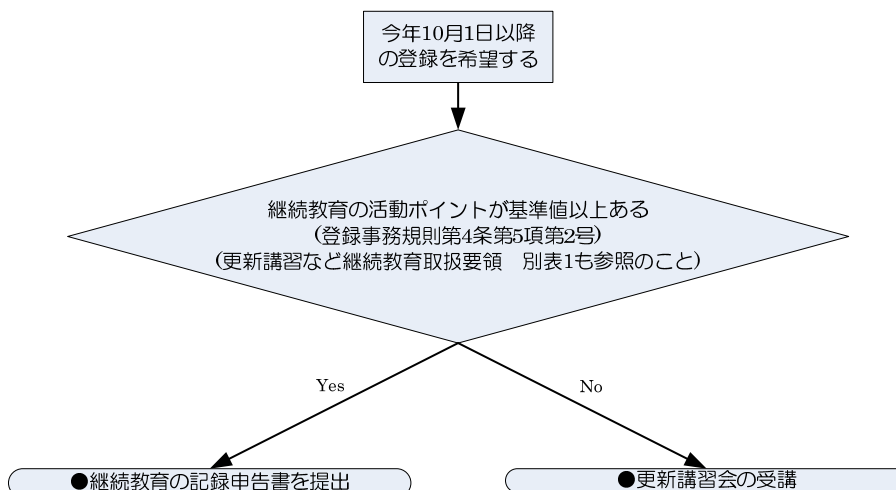
CALS/EC 資格制度施行規程第 15 条第 3 項によると、登録を受けようとする方は、登録満了の年の 7 月 31 日までに更新講習などの継続教育を受けていなければならない、となっています。登録に必要な継続教育には、以下の 2 種類があります。

### 更新講習会の受講

更新講習など継続教育取扱要領 別表 1 に掲載される継続教育<sup>\*1</sup>の活動内容のポイントが基準値<sup>\*2</sup>以上の評価<sup>\*3</sup>を受けること（ 詳細は 3 頁以降を参照）

上記 または を満たせば、登録の更新、または、新規登録をすることができます。従って、登録の方法には、更新講習会の受講による方法、及び、記録申告書による継続教育活動の申告による方法があることとなります。

上記のように、登録の方法には 2 種類の方法が存在しますが、上記 記録申告書による継続教育活動の申告による方法により基準値以上の評価を受けられない場合には、更新講習会を受講することにより登録申請をすることとなります。



各登録方法の詳細な内容及び手続きについては、以下をご覧ください。

更新講習会の受講する場合

継続教育記録申告書を提出する場合

登録更新講習会のご案内

本冊子 3 頁以降

-----

#### \*1 継続教育の内容

「継続教育の内容」は、更新講習など継続教育取扱要領 別表 1 に定められています。後掲 15 頁参照。初めて更新登録をする場合、登録日から今年の 7 月 31 日の期間（継続教育の活動実施期間）に実施した別表 1 の活動内容を記録申告書によって提出します。2 回目以降の場合は、前回更新年の 8 月 1 日から今年の 7 月 31 日の期間となります。

#### \*2 ポイントの基準値（登録事務規則第 3 条（2）ア、イを参照）

登録の更新をするためには、継続教育の活動実施期間における活動内容の評価が、RCI では 60 ポイント以上、RCE では 80 ポイント以上が必要です。なお、初めての更新の場合には、それぞれ 22/24 を乗じたポイント数、すなわち、RCI では 55 ポイント、RCE では 75 ポイントが必要です。

#### \*3 基準値以上の評価

必要とされるポイントは、申告を行ったポイント数ではなく、評価を受けたポイントによって、基準値を満たすかどうか判断されます。したがって、申告を行った活動内容がそのままポイントになるとは限りません。

《参考》登録をするための基準

【CAL S/EC 資格制度登録事務規則第 3 条（登録の審査基準）】

「RCI・RCE」として登録する為には、以下の基準の(1)資格試験に合格していること、(5)及び(6)欠格事由に該当しないことが必須条件となります。その他、各ケースに応じて、必要となる条件が異なります。（下記のケース別登録条件一覧参照）

- (1) 協会が実施する CAL S/EC 資格試験に合格し、財団法人 日本建設情報総合センター理事長から合格証が交付された者であること。
- (2) 登録の更新を受けようとする者にあつては、登録の有効期間満了の前 1 年以内に別に定める更新講習を受講した者であること、又は別に定める継続教育による評価が以下に掲げる条件を満たしていること。
  - ア RCI にあつては、第 4 条第 5 項第 2 号の規定による期間内の評価の合計が 60 ポイント以上。ただし、登録してから最初の評価にあつては評価の合計が上記のポイントに 22/24 を乗じたポイント以上。
  - イ RCE にあつては、第 4 条第 5 項第 2 号の規定による期間内の評価の合計が 80 ポイント以上。ただし、登録してから最初の評価にあつては評価の合計が上記のポイントに 22/24 を乗じたポイント以上。
- (3) CAL S/EC 資格試験の合格証を交付された日から登録申請を行わないまま 2 年以上を経過した者にあつては、登録の有効期間満了の前 1 年以内に、別に定める更新講習を受講した者であること。
- (4) 登録有効期間内に登録の更新を行わなかった者にあつては、以下のいずれかの条件を満たす者であること。
  - ア 第 2 号の条件を満たしている者で、登録抹消の日から 1 年を経過しない者。
  - イ 登録更新で登録の有効期間満了の前 1 年以内に、別に定める更新講習を受講した者。
- (5) 以下に掲げる事項に該当しない者であること。
  - ア 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
  - イ 第 13 条第 1 項第 6 号、第 7 号及び第 8 号の規定により RCI 又は RCE の登録が抹消され、その抹消の日から 2 年を経過しない者。
- (6) 登録又は登録の更新をしようとする日から過去 2 年の間に、RCI 又は RCE としてふさわしくない以下の不正等の行為を行ったことがない者であること。
  - ア 虚偽又は不正の事実に基づいて CAL S/EC 資格試験を受験し、又は登録または登録更新を受けた者。
  - イ RCI 又は RCE の信用を失墜させた者、あるいは RCI 又は RCE として不名誉な行為を行った者。

ケース別登録条件一覧

ケース	登録条件
資格試験合格から 2 年以内の方	上記(1)、(5)、(6)
登録更新の方	上記(1)、(5)、(6)、及び、(2)
資格試験合格後、2 年以上登録をしなかった方	上記(1)、(5)、(6)、及び、(3)
前回、登録更新手続きを行わなかった方	上記(1)、(5)、(6)、及び、(4)

不明な点については、CAL S/EC 事務局(TEL:03-3221-8854)までお問い合わせください。

## 継続教育の記録申告書提出のご案内

### ・記録申告対象者

#### 1. 記録申告の対象者（記録申告が可能な方）

継続教育の記録申告書提出による登録が可能な方は、次の通りです。

平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 19 年度、若しくは平成 21 年度の CALS/EC エキスパート（RCE）資格試験または CALS/EC インストラクター資格試験（RCI）に合格された方で、平成 23 年 10 月以降に登録を継続するご意向がある方のうち、

#### 1. 現在登録中の方で、

かつ

#### 2. 継続教育の活動期間内 のポイント数が基準値 を満たしていて、

かつ

#### 3. 『更新講習など継続教育取扱要領』（以下「要領」とする）掲載の別表 1 の要求する添付資料（添付証明書類）が提出可能な方

平成 14 年度、平成 16 年度、平成 18 年度、若しくは、平成 20 年度に合格された方で、登録の有効期限が平成 22 年 9 月 30 日に到来した方は、記録申告書を提出し、登録することができます。

ただし、今年度登録をされても、平成 24 年 9 月 30 日に登録有効期限が到来し、来年、再度、登録更新手続きをしなければなりません。詳しくは、CALS/EC 事務局までお問い合わせください。

「継続教育の活動期間」、「基準値」、「別表 1」については、次掲の . 継続教育の記録申告書提出による登録をご覧ください。

別表 1、及び、提出様式が平成 22 年度より変更になりましたので、ご注意ください。

## ・継続教育の記録申告書提出による登録

### 1. 継続教育の記録申告

継続教育による評価によって登録を行う場合、「要領」(後掲9頁参照)に基づいて、継続教育の記録申告書(以下「記録申告書」\*1とする)を提出しなければなりません。申告を行う継続教育の種類は、「要領」掲載の別表1に記載されています。(「要領」第3条)

「記録申告書」に記載する内容は、継続教育の活動実施期間(：初めての更新の場合には、登録日(=交付日)から登録が失効する年の7月31日まで、2回目以降の更新の場合には、前回更新年の8月1日から登録が失効する年の7月31日まで。後掲5頁図参照)の間に実施した活動を記載しなければなりません。(登録事務規則第4条第5項第1号、第2号参照)

#### \*1 「記録申告書」

「記録申告書」とは、「要領」が定める継続教育で実施した活動内容を申告するための提出様式です。(「要領」掲載の様式継第1号、様式継第2号を参照)  
なお、「要領」および提出様式については、9頁以下をご覧ください。

### 2. 『添付証明書類』

継続教育による評価によって登録を行う場合、「記録申告書」によって継続教育の活動内容を提出します。その際、申告内容の種類によって、「要領」掲載の別表1に定められたとおりに、提出様式および添付証明書類を提出しなければなりません。(別表1参照)

『添付証明書類』は、資格登録者が継続教育活動を実施したことを証明するための資料です。したがって、「記録申告書」に添付する書類・資料は、第3者が客観的に見て、資格登録者自身がその継続教育の活動を行ったことが明確に認識できる資料である必要があります。このような見地に基づいて、別表1の『添付証明書類』は定められています。別表1に基づかない書類の添付や、不完全な資料が添付されていて、第3者が客観的に判断して疑義が生じる場合は、その申告は評価されないこととなります。

(18頁の【参考】記録申告に必要な書類および記載例もご参照下さい。)

### 3. 評価ポイントの基準値

継続教育による評価によって登録を行う場合、継続教育の活動実施期間内における活動内容の評価が、RCIでは60ポイント以上、RCEでは80ポイント以上が必要です。なお、初めての更新の場合には、それぞれ22/24を乗じたポイント数、すなわち、RCIでは55ポイント、RCEでは75ポイントが必要です。(登録事務規則第3条(2)アイ)評価を受けたポイント数の合計が基準値に満たない場合、登録することができません。

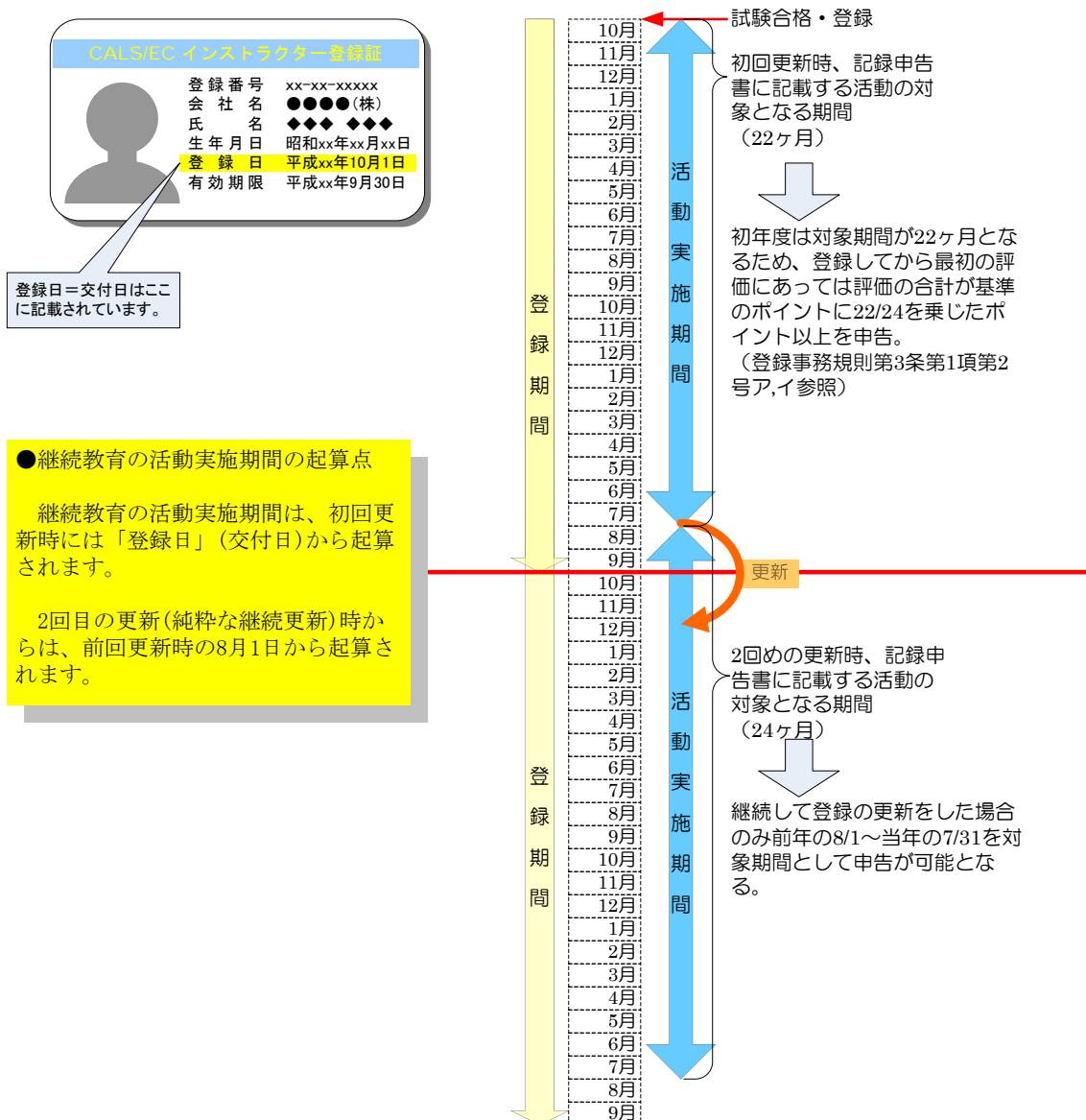
ここで留意すべきは、必要とされるポイント数は、申告を行ったポイント数ではな

く、評価を受けたポイントによって、基準値を満たすかどうか判断される点です。

申告を行った活動内容がそのままポイントになるとは限りません。従って、記録申告提出時には、評価を受けることを前提に、必要な基準値よりも少し多めに申告しておくことにより、申告事務手続きの手戻りを避けることができます。

継続教育の「記録申告書」を提出した場合、8月中に評価ポイントの認定のための判定が実施されます。その際、評価ポイントが基準値に充たなかった対象者に対しては、事務局よりその旨お伝えすると共に、講習会の受講もご案内いたします。

### 【継続教育の活動実施期間と評価ポイント】



ご自身の「継続教育の活動実施期間」が不明な方は、CALs/EC事務局(TEL:03-3221-8854)までお問い合わせください。

## ・記録申告書類の提出・受付

### 1. 記録申告書類の提出

1) 受付期間：平成 23 年 6 月 13 日（月）～同年 7 月 31 日（日）（締切日消印有効）

なお、継続教育による評価ポイントで登録更新を予定されている方が、提出した記録申告書（評価ポイント）の評価条件が満たない、との判定を受けた場合は、事務局よりその旨お伝えすると共に、講習会の受講をご案内いたします。

### 2) 提出方法・提出先

提出方法：郵送、または、持参

記録申告書類は、郵送（簡易書留郵便）、あるいは、（社）建設コンサルタント協会 CALS/EC 事務局まで直接持参願います。（平日 9:00～17:00）

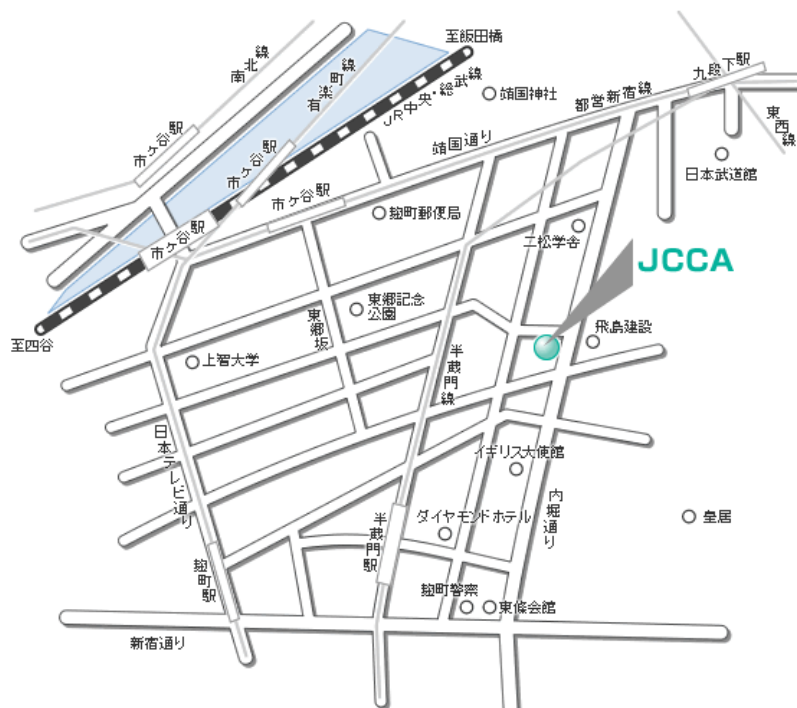
#### 提出先

〒102-0075 東京都千代田区三番町 1 番地 (KY 三番町ビル)

社団法人 建設コンサルタント協会 (JCCA)

CALS/EC 事務局 TEL 03-3221-8854

FAX 03-3239-1869



東京メトロ 半蔵門線、半蔵門駅下車 5 番出口より徒歩 5 分

## 2. 提出書類の種類

### 1) 記録申告書および添付資料

記録申告書は、CALS/EC 資格制度ホームページの「登録更新のご案内」コーナーに掲載している『継続教育の記録申告書』をダウンロードし、使用して下さい。

([http://www.cals-ec.info/kousin/dl/kirokuSinkoku\\_form.lzh](http://www.cals-ec.info/kousin/dl/kirokuSinkoku_form.lzh))

また、本冊子 11 頁以降に添付されている用紙を利用しても構いません。(指定様式以外は無効となります。)

記載方法については、CALS/EC 資格制度 更新講習など継続教育取扱要領(9 頁以降) および【参考】記録申告に必要な書類および記載例(18 頁)をよく読んで記入して下さい。

提出様式に添付する資料(添付証明書類)については、書類受付後は一切返却致しませんので、必ず、写し(コピー)を送付して下さい。

### 2) 登録申請書(様式第 1 号)

登録申請書は、CALS/EC 資格制度ホームページの「登録更新のご案内」コーナーに掲載している『RCI・RCE 新規・登録更新申請書(様式第 1 号)』をダウンロードし、使用して下さい。( [http://www.cals-ec.info/kousin/dl/reg\\_formNo1.LZH](http://www.cals-ec.info/kousin/dl/reg_formNo1.LZH) )

記載方法については、同コーナーの『CALS/EC 資格制度「登録の手引き」(2010 年 10 月)』( [http://www.cals-ec.info/kousin/dl/touroku\\_2010.pdf](http://www.cals-ec.info/kousin/dl/touroku_2010.pdf) )を参照して下さい。

登録申請書の添付書類として、以下のものが必要となります。

- ・ 登録料振込領収書コピー(様式第 1 号に貼付)(次項 3)参照)
- ・ 住民票(本籍表示あり)
- ・ 登録用写真 2 枚

【参考】登録手続きに必要な書類(23 頁)もご覧下さい。

### 3) 登録申請料振込領収書

登録申請料を指定口座(8 頁参照)に振込み、振込領収書(ATM 振込明細書、インターネット振込画面明細書など)のコピーを振込領収書添付欄に糊付けして下さい。振込領収書は、受講申込書裏面に貼り付けても構いません。

振込領収書の原本は大切に保管して下さい。

入金の確認には、振込日、振込名義人、振込金額、および、取引銀行名が必要です。この項目の記載がない場合は加筆して下さい。ATM 振込明細書の口座残額等、不都合な部分は見えないように塗り潰して差し支えありません。

#### 4) 提出時の注意

提出書類に不備（押印漏れ、記入漏れ、誤記等）があった場合には、受け付けできませんので、必ず申請者自身が記入し、間違いのないことを確認の上、提出して下さい。

記録申告書の受付後は、提出書類は返却できませんので、ご了承下さい。

### ・登録申請料

登録申請料：10,000 円

登録申請料は、下記の指定口座に振り込んでください。

振込領収書のコピーを様式第 1 号の振込領収書添付欄に全面糊付けして下さい。

（振込領収書の原本は大切に保管して下さい。）

[ 振込指定口座 ]

三井住友銀行 飯田橋支店 普通預金 9120734

社団法人 建設コンサルタンツ協会

キャルス イーシー勘定口

なお、振込手数料は各自でご負担下さい。

#### インターネットからの振込

インターネットから振込をされた場合には、振込を行った取引内容画面（振込日、振込名義人、振込金額、および、取引銀行名が明確なもの。記載のない場合は加筆して下さい。）をプリントアウトして、受講申込書の裏面に糊付けして下さい。

#### 会社での合計振込

同じ会社で複数の申請をする場合は、会社名義で合計して振込むことができます。その場合には、各申請書に人数分の領収書をコピー・糊付けし、個人単位で角 2 封筒(A4 サイズ)に封入分けし、封筒裏面に各申込者氏名を記載して、同封して下さい。

合計振込の場合には、事務手続きの都合上、同一機会に振り込まれた人数分の申請書が揃うまで、受け付けできません。振込された人数分をまとめて提出して下さい。

提出書類に不備があり受付ができない場合、および、評価の結果申請ポイントが基準値に満たないため登録できない場合は、登録申請料を返金します。

但し、返金金額は、返金手数料(振込手数料など)を差し引いた額となりますので、ご了承下さい。

## . CALS/EC 資格制度 更新講習など継続教育取扱要領

### (目 的)

第1条 CALS/EC 資格制度施行規程(以下、「規程」という。)第15条第3項及びCALS/EC 資格制度登録事務規則(以下、「規則」という。)第3条第1項第2号、第3号、及び、第4条第3項第3号に基づき、「CALS/EC インストラクター」(以下、「RCI」という。)及び「CALS/EC エキスパート」(以下、「RCE」という。)の更新講習などの継続教育の必要事項を定める。

### (継続教育)

第2条 継続教育とは、RCI 及び RCE として規程第2条の目的を達成するために必要な活動のことであり、その活動に対して評価を与える取り組みである。

### (継続教育の種類と評価)

第3条 継続教育の種類と評価は、別表1のとおりとする。継続教育を実施した者は、その記録を継続教育の記録申告書(様式継第1号、または、様式継第2号)により提出する。継続教育の記録は、別表2に基づき、CALS/EC 資格制度管理委員会が承認した者の評価を得るものとする。

### (継続教育による評価の利用)

第4条 前条に記載する活動で得た評価は、次に掲げる手続き等に利用するものとする。

- (1) 更新に伴う審査に関して
- (2) その他、RCI 及び RCE の活動評価に関して

### (更新講習会)

第5条 更新講習会とは、社団法人建設コンサルタンツ協会会長(以下、「会長」という。)が実施する、規則第3条第1項第2号、第3号の資格登録申請にかかわる講習会である。

### (更新講習会の実施)

第6条 更新講習会を受けようとする者は、RCI・RCE 更新講習会の受講申請書(様式継第3号)に以下第1号から第6号に掲げる必要事項を記入し、第7号の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 現住所
- (3) 所属する会社等の名称及び所在地並びに電話番号
- (4) 合格した CALS/EC 資格試験の名称
- (5) CALS/EC 資格試験の登録番号(未登録者は受験番号)
- (6) 希望受講地
- (7) 更新講習会の受講料振込領収書の写し

(更新講習会の申込書の提出及び受付)

第7条 更新講習会の申請書は、次によるものとする。

- (1) 更新講習会の申請書は、書留郵便(封筒(角2))に関連書類を同封)あるいは協会へ直接持参する方法により提出しなければならない。

(更新講習会の受講料)

第8条 前条の規定による更新講習会の受講料は、次のとおりとする。

- (1) 更新講習会の受講料(テキスト代含む)

金 10,000 円

- (2) 収納した受講料は、原則として返還しない。ただし、協会の責に帰すべき事由により更新講習会を受けることができなかった場合については返還する。

(附 則)

この規則は、平成14年12月11日から施行する。

この規則は、平成16年12月2日から施行する。

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

この規則は、平成19年3月7日から施行する。

この規則は、平成22年6月10日から施行する。

様式継第1号 会社証明印が不要である継続教育活動に関する記載用紙

( / )

・必要書類一覧

科目番号	添付証明書類	ポイント	最大
(1)	受講者名が明記された受講証の写し	20	—
(2)		10	—
(3)	委嘱状の写し	10	—
(4)	講師氏名が明記された 講師依頼状の写し or 実績証明書類の写し(講習会プログラム等)	30	—
(5)		20	—
(7)	JACICが発行する証明書の写し	10	20
(12)	執筆(氏名)を確認できる公開資料の写し	30	—

・技術内容一覧

技術内容	
1	CALS/ECの概念、導入経緯、導入方法、必要性に関わる知識と技術
2	電子調達システムに対する知識と技術
3	電子納品システムに対する知識と技術
4	情報の標準化に関する知識と技術
5	情報共有の概念とシステムに対する知識と技術

下記のとおり相違ないことを申告いたします。

書類作成日	年 月 日	印
登録番号	— —	
申請者氏名		

様式継第1号 CALS/EC継続教育活動 申告内容記載表

整理番号	科目番号	申告ポイント	技術内容番号	添付証明書番号	開始又は実施年月日	終了年月日	期間等	講習会等名称	主催者	教育内容又はCPD番号	* 評価
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
申告計										* 評価計	

\* 印の欄には記入しないで下さい。

様式継第2号 会社証明印が必要な継続教育活動に関する記載用紙

( / )

・必要書類一覧

科目番号	添付証明書類	ポイント	最大
(4)	講師氏名が記載されていない講師依頼状の写し	30	—
(5)		20	—
(6)	(不 要)	10	30
(8)	業務への関与が明確な資料	30	—
(9)		10	20
(10)	(不 要)	20	—
(11)	代行業務一覧表【様式継第2号-1】10件	10	—

・技術内容一覧

技術内容	
1	CALS/ECの概念、導入経緯、導入方法、必要性に関わる知識と技術
2	電子調達システムに対する知識と技術
3	電子納品システムに対する知識と技術
4	情報の標準化に関する知識と技術
5	情報共有の概念とシステムに対する知識と技術


様式継第2号 CALS/EC継続教育活動 申告内容記載表

整理番号	科目番号	申告ポイント	技術内容番号	添付証明書類番号	開始又は実施年月日	終了年月日	期間等	講習会等名称	主催者	教育内容又はCPD番号	* 評価
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
申告計			申告1+申告2計							* 評価 計	

上記のとおり相違ないことを申告いたします。

申請者の申告に相違ないことを証明いたします。

書類作成日	年 月 日	印
登録番号	— —	印
申請者氏名		

証明年月日	年 月 日		会社印
会社名			
代表者氏名			

\* 印の欄には記入しないで下さい。

様式継第2号-1 CALS/EC継続教育活動 申告書 (11) 代行業務一覧表

整理番号	開始年月日	終了年月日	発注者名	件名(業務名称)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

代行業務の申告は、10件のみ記入してください。

書類作成日	年 月 日
登録番号	- -
申請者氏名	

(様式継第3号)

## CALS / EC 資格制度登録更新講習会申込書

(社) 建設コンサルタンツ協会会長 殿

申込年月日	平成 年 月 日
-------	----------

* 整理番号						
* 受講番号						

ふりがな		印	性別	生 年 月 日
申込者氏名			男・女	大正・昭和・平成 年 月 日
現住所 【受講票送付先】	〒 ( ) Tel. ( )			
勤務先	名称 部課			
	所在地	〒 ( ) Tel. ( )		

RCI / RCE の別	登録番号	受験番号(未登録者のみ記入)

希望受講地	第1希望			第2希望		
	会場 No.	開催地	開催日	会場 No.	開催地	開催日

- (注)1. 太線枠内をご記入下さい( \* 欄は記入不要 )
2. 受講地は、第2希望まで記入となりますが、各会場とも第1希望を優先とし、先着順に受付いたします。会場が定員に達した場合、第2希望地に変更させていただきます。ご希望にそえない場合もありますので、ご承知おきください。
3. 受講料の振込領収書の写しを貼付してください。

受講料振込領収書の写し
-------------

別表1 継続教育の種類と評価方法 (RCE・RCI)

継続教育の種類	科目	ポイント	内容	添付証明書類	記載する様式
CALs/ECに関わる知識研修	(1)CALs/EC事務局が認定した講習会への参加	20×回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省又はJACICが主催する講習会で、CALs/EC事務局が認定するもの。</li> <li>地方公共団体、公団、公社、都道府県建設技術センターなどが主催し、JACICが支援・協力する講習会で、CALs/EC事務局が認定するもの。</li> <li>事前申込み制度などを採用し、受講者の出欠が確認できることを条件にする。</li> <li>認定された講習会は、CALs/EC資格制度ホームページに掲載される。</li> </ul>	受講者氏名が明記された受講証の写し	様式継第1号
	(2)一般講習会への参加	10×回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、地方公共団体、公団・公社、都道府県建設技術センター、JACICなど(以下、公的な団体という。)が主催する講習会。</li> <li>講習会名称や、目次に、CALs/EC、電子納品、電子入札などのキーワードを持つなど、CALs/ECに関わる主題が明確なもの。</li> <li>電子納品ツールなどの単なるソフトウェアの説明会を含めない。</li> </ul>	受講者氏名が明記された受講証の写し	様式継第1号
CALs/ECに関わる委員会等の活動	(3)委員会、コンソーシアム等の活動	10×種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的な団体が運営するCALs/ECに関わる委員会・コンソーシアム・タスクフォースなど。</li> <li>構成委員としての活動期間が6ヶ月以上であること。</li> <li>代理参加などは認めない。</li> </ul>	委嘱状の写し	様式継第1号
CALs/ECに関わる実務経験	(4)講師経験(特定外部)	30×回数注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的な団体及び教育機関が開催する講習会などの講師。</li> <li>講習会名称や、目次に、CALs/EC、電子納品、電子入札などのキーワードを持つなど、CALs/ECに関わる主題が明確なもの。</li> <li>講演者やパネリスト、研究発表者の経験も含める。</li> <li>電子納品ツール、デジタル写真ツール等の単なるソフトウェアの説明会を含めない。</li> </ul>	講師氏名が明記された講師依頼状の写し または、 講師氏名が明記された実績証明書類の写し	様式継第1号
				講師氏名が記載されていない講師依頼状の写し	様式継第2号
	(5)講師経験(外部)	20×回数注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が所属する団体以外で開催する講習会などの講師。</li> <li>講習会名称や、目次に、CALs/EC、電子納品、電子入札などのキーワードを持つなど、CALs/ECに関わる主題が明確なもの。</li> <li>講演者やパネリスト、研究発表者の経験も含める。</li> <li>電子納品ツール、デジタル写真ツールなどの単なるソフトウェアの説明会を含めない。</li> </ul>	講師氏名が明記された講師依頼状の写し または、 講師氏名が明記された実績証明書類の写し	様式継第1号
(6)講師経験(内部)最大30ポイント	10×回数注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が所属する団体内部で開催する講習会等の講師。</li> <li>講習会名称や、目次に、CALs/EC、電子納品、電子入札などのキーワードを持つなど、CALs/ECに関わる主題が明確なもの。</li> </ul>	なし	様式継第2号	

継続教育の種類	科目	ポイント	内容	添付証明書類	記載する様式
CAL/ECに関わる実務経験	(7)説明員経験 (特定外部) 最大20ポイント	10×回数	・公的な団体が開催し、JACICが参加する展示会等で、JACICが指定・証明する説明員。 ・展示会名称や、目次に、CAL/EC、電子納品、電子入札などのキーワードを持つなど、CAL/ECに関わる主題が明確なもの。	JACICが発行する証明書の写し	様式継第1号
	(8)実務経験 (外部)	30×回数	・外部の組織、機関のためのCAL/EC導入政策立案やアクションプログラムの策定、技術指導等のCAL/EC導入業務を担当すること。 ・受託業務契約書や作業計画書等の書類に技術者氏名が明記された者を対象とする。	業務への関与が明確な資料 (ex.受託業務契約書、作業計画書等の該当部分で、技術者、発注者、業務名称、工期が明らかな書類の写し)	様式継第2号
			・公的な団体でCAL/ECに関わる政策策定、技術普及等推進業務に従事する場合を含む。	なし	
	(9)実務経験 (外部) 最大20ポイント	10×回数	・(8)の外部に対するCAL/EC導入業務を担当しながら、書類で技術者氏名が明記されない者。 ・公共事業実施機関が発注する電子納品対象業務・工事を受託し、担当すること。	業務への関与が明確な資料 (ex.受託業務契約書、作業計画書等の該当部分で、技術者、発注者、業務名称、工期が明らかな書類の写し)	様式継第2号
	(10)実務経験 (内部)	20注)	・本人が所属する団体内部のCAL/EC導入政策立案やアクションプログラム策定、電子納品や電子入札のための環境整備・導入・技術指導の業務を担当すること。	なし	様式継第2号
	(11)実務経験	10	・外部の組織、機関から電子納品支援・電子成果品作成代行業務を受注し、電子成果品の作成を10件以上担当すること。	様式継第2号-1 (代行業務10件のみ記載)	様式継第2号
	(12)論文、報告等の執筆	30×回数	・外部に公開された出版物に掲載され(執筆時でなく公開時の実績とする)。 ・タイトル、執筆者、要約、掲載誌紙名、巻号、頁、掲載年月日の申告書明記が可能なこと。 ・タイトルまたは要約に、CAL/EC、電子納品、電子入札などのキーワードが含まれるなど、CAL/ECに関わる主題が明確であること。	執筆を確認できる公開資料の写し	様式継第1号

注) (4)(5)(6)の講師経験において、同一の資料、同一の内容で講習会等を複数回実施しても、講師実務回数は1回の評価とする。

(10)の実務経験において、本人が所属する団体内部で複数の実務を経験しても、実務経験回数は1回の評価とする。

別表 2 継続教育の種類が共通にもつ技術内容

継続教育の種類	技 術 内 容
知識研修 / 委員会等の活動 / 実務経験	1.CALS/EC の概念、導入経緯、導入方法、必要性に関わる知識と技術 2.電子調達システムに対する知識と技術 3.電子納品システムに対する知識と技術 4.情報の標準化に関する知識と技術 5.情報共有の概念とシステムに対する知識と技術

【参考】記録申告に必要な書類および記載例

別表 1 の継続教育の記録申告の『添付証明書類』は、資格登録者が継続教育の活動を行ったことを証明する資料です。したがって、記録申告に添付される書類・資料は、第 3 者が客観的に見て、資格登録者が継続教育の活動を行ったことを明確に認識できるものを添付して下さい。

継続教育の記録申告に必要な書類等(参考資料)

	科目	提出様式と添付証明書類
(1)	CALS/EC事務局が認定した講習会への参加	・ 様式継第1号 + 受講証の写し(受講者氏名が明記)
(2)	一般講習会への参加	・ 様式継第1号 + 受講証の写し(受講者氏名が明記)
(3)	委員会、コンソーシアム等の活動	・ 様式継第1号 + 委嘱状の写し
(4)	講師経験 注1 (特定外部)	講師氏名が明記されている場合 ・ 様式継第1号 + 講師依頼状 or 実績証明書類(講師氏名が明記)
		講師氏名が記載されていない場合 ・ 様式継第2号 + 講師依頼状
(5)	講師経験 注1 (外部)	講師氏名が明記されている場合 ・ 様式継第1号 + 講師依頼状 or 実績証明書類(講師氏名が明記)
		講師氏名が記載されていない場合 ・ 様式継第2号 + 講師依頼状
(6)	講師経験 注1 (内部)	・ 様式継第2号 (最大30ポイントまで評価)
(7)	説明員経験 (特定外部)	・ 様式継第1号 + JACICが発行する証明書の写し (最大20ポイントまで評価)
(8)	実務経験 (外部)	・ 様式継第2号 + 業務への関与が明確な資料 (ex. 受託業務契約書、作業計画書等の該当部分で、技術者、発注者、業務名称、工期が明らかな書類の写し)
		公的な団体でCALS/ECを推進する場合 ・ 様式継第2号のみ
(9)	実務経験 (外部)	・ 様式継第2号 + 業務への関与が明確な資料 (ex. 受託業務契約書、作業計画書等の該当部分で、技術者、発注者、業務名称、工期が明らかな書類の写し)
(10)	実務経験 注2 (内部)	・ 様式継第2号のみ
(11)	実務経験	・ 様式継第2号 + 様式継第2号 - 1 (代行業務10件のみ記載)
(12)	論文、報告等の執筆	・ 様式継第1号 + 執筆(掲載日、掲載媒体、執筆者、執筆内容など)を確認できる公開資料の写し

注1 講師経験においては、同一の資料、同一の内容で講習会等を複数回実施しても、講師実務回数は1回の評価とされます。

注2 (10)の実務経験において、本人が所属する団体内部で複数の実務を経験しても、実務経験回数は1回の評価とされます。

・必要書類一覧

科目番号	添付証明書類	ポイント	最大
(1)	受講者名が明記された受講証の写し	20	—
(2)		10	—
(3)	委嘱状の写し	10	—
(4)	講師氏名が明記された講師依頼状の写し or	30	—
(5)	実績証明書類の写し(講習会プログラム等)	20	—
(7)	JACICが発行する証明書の写し	10	20
(12)	執筆(氏名)を確認できる公開資料の写し	30	—

・技術内容一覧

技術内容	
1	CALS/ECの概念、導入経緯、導入方法、必要性に関わる知識と技術
2	電子調達システムに対する知識と技術
3	電子納品システムに対する知識と技術
4	情報の標準化に関する知識と技術
5	情報共有の概念とシステムに対する知識と技術

下記のとおり相違ないことを申告いたします。

書類作成日	平成 23 年 7 月 10 日	印
登録番号	03 - 21 - 1xxxx	印
申請者氏名	建設 太郎	

様式継第1号 CALS/EC継続教育活動 申告内容記載表

整理番号	科目番号	申告ポイント	技術内容番号	添付証明書類番号	開始又は実施年月日	終了年月日	期間等	講習会等名称	主催者	教育内容又はCPD番号	* 評価
1	(1)	20	5	①	H21.10.24	H21.10.24	半日	社会基盤情報標準化セミナー	(財)日本建設情報総合センター(JACIC)	現場の情報共有とXMLなど	
2	(2)	10	3		H21.12.1	H21.12.1	半日	電子納品の「本格運用」に関する説明会	〇〇市 都市整備局 指導部 技術管理課	電子納品の運用について	
3	(3)	10	3		H22.4.1	H23.3.31	1年間	〇〇県 測量設計業協会 技術委員会	(社)〇〇県 測量設計業協会	電子納品運用ガイドライン(案)策定検討	
4	(4)	30	1,3		H22.10.5	H22.10.5	1日	専門能力研修 情報処理技術過程 電子納品	(財)〇〇県建設技術センター	添付証明書類④参照	
5	(5)	20	3		H22.11.30	H22.12.1	2日間	電子納品実務講座	(株)〇〇〇〇	添付証明書類⑤参照。	
6	(7)	10	1~5		H22.1.24	H22.1.24	1日	CALS/EC MESSE 2010	(財)日本建設情報総合センター(JACIC)	主催者展示ブースでのCALS/EC全般を説明。	
7	(12)	30	1~5		H21.11.1	H22.10.1	1年(12回)	「CALS/ECを検証する」	〇〇出版	「建設〇〇マガジン」 H20.11月~H21.10月号	
8											
9											
10											
申告計		130								* 評価 計	

\* 印の欄には記入しないで下さい。

様式継第2号記載例

様式継第2号 会社証明印が必要な継続教育活動に関する記載用紙

(2/3)

・必要書類一覧

科目番号	添付証明書類	ポイント	最大
(4)	講師氏名が記載されていない講師依頼状の写し	30	—
(5)		20	—
(6)	(不要)	10	30
(8)	業務への関与が明確な資料	30	—
(9)		10	20
(10)	(不要)	20	—
(11)	代行業務一覧表【様式継第2号-1】10件	10	—

・技術内容一覧

技術内容	
1	CALS/ECの概念、導入経緯、導入方法、必要性に関わる知識と技術
2	電子調達システムに対する知識と技術
3	電子納品システムに対する知識と技術
4	情報の標準化に関する知識と技術
5	情報共有の概念とシステムに対する知識と技術

様式継第2号 CALS/EC継続教育活動 申告内容記載表

整理番号	科目番号	申告ポイント	技術内容番号	添付証明書類番号	開始又は実施年月日	終了年月日	期間等	講習会等名称	主催者	教育内容又はCPD番号	* 評価
1	(4)	30	1,3	⑧	H22.10.15	H22.10.15	半日	電子納品講座	〇〇県 建設部	データ提供時のルールと成果品の検査についてレクチャー	
2	(5)	20	3		H22.11.10	H22.11.11	2日間	電子納品実務・実用講座	(株)〇〇〇〇	添付証明書類⑨参照	
3	(6)	10	1,3	なし	H23.5.15	H23.5.15	2時間	社内CALS/EC講習	自社主催	新入社員のためのCALS/EC講習会	
4	(8)	30	3,5		H22.7.22	H23.3.10	8ヶ月	電子納品・情報共有システム開発詳細検討業務委託	〇〇市住宅都市局	電子納品・情報共有システム導入検討業務	
5	(9)	10	2		H22.7.28	H23.3.10	8ヶ月	CALS/EC(電子調達)整備検討業務	国土交通省 〇〇地方整備局	業務の入札情報作成機能の適用、連携テストを担当	
6	(10)	20	2	なし	H21.11月	H22.10月	1年	自社内の電子入札環境整備	自社内作業	各発注機関への電子入札利用者登録・更新 等々	
7	(11)	10	3	様式継第2号-1	H21.11.1	H23.3.31	10業務	電子納品代行業務	様式継第2号-1参照	様式継第2号-1参照	
8											
9											
10											
申告計		130	申告1+申告2計		260					* 評価 計	

上記のとおり相違ないことを申告いたします。

申請者の申告に相違ないことを証明いたします。

書類作成日	平成 23年 7月 10日	印
登録番号	03 - 21 - 1xxxx	印
申請者氏名	建設 太郎	

証明年月日	平成 23年 7月 12日	印	会社印
会社名	(株)建設CALSサービス		
代表者氏名	建設 進	印	会社印

\* 印の欄には記入しないで下さい。

様式継第2号-1 CALS/EC継続教育活動 申告書 (11) 代行業務一覧表

整理番号	開始年月日	終了年月日	発注者名	件名(業務名称)
1	H21.11.1	H22.3.10	(株) ○○組	○○県 一般国道○○号 道路改良工事
2	H21.11.10	H22.3.20	(株) ○○組	○○県 一般国道○○号 擁壁補修工事
3	H21.11.10	H22.3.20	(株)○○○○	○○県 一般国道○○号 災害復旧工事
4	H21.11.15	H22.2.10	○○建設(株)	○○県 一般国道○○号 ○○橋補修工事
5	H22.7.28	H23.3.10	(株) ○○組	○○県 一般国道○○号 ○○歩道設置工事
6	H22.8.5	H23.2.10	○○建設工業(株)	○○県 二級河川○○災害復旧事業測量設計業務
7	H22.9.20	H23.3.15	(株) ○○組	○○県 ○○漁港広域漁港整備深浅測量業務
8	H22.10.25	H23.3.3	(株)○○建設	○○県 一般国道○○号 ○○道舗装補修工事
9	H22.11.25	H23.3.20	(株) ○○組	○○県 一般国道○○号 道路改修工事
10	H22.12.20	H23.3.31	○○建設工業(株)	○○県 二級河川○○川 河川流量警報システム測量・設計業務

代行業務の申告は、10件のみ記入してください。

書類作成日	平成 23年 7月 10日
登録番号	03 - 21 - 1xxxx
申請者氏名	建設 太郎

## 様式継第 2 号の証明印について

様式継第 2 号の証明者及び証明印は、記録申告内容を証明するために重要なものです。この欄に記載及び押印の不備がある場合、記録申告書に書かれたことが、すべて無効になります。ここでは、証明の基準について説明してありますのでよく読んで記入・押印して下さい。

### (1) 民間企業に勤めている方（株式・有限会社等）

原則は、証明者が会社の代表取締役で、印は証明者の「役職印」と「会社印」の 2 つが必要です。

代表取締役に代わる証明者とその印は、人事権を有する方に限ります。

（副社長、専務取締役、支店長、人事部長等）

役職印と会社印の兼ねてある場合は、1 つの押印で構いません。

### (2) 官公庁等公共機関に勤めている方

首長または所属長など、人事経歴を証明できる権限を持つ方の印を押印して下さい。（私印可）

### (3) 民間組織で法人化（株式・有限等）されていないところに勤めている方

この場合も、原則は(1)のとおりです。

なお、役職印がない場合は、経営者(代表者)の印を押印して下さい。

### (4) 個人経営、もしくは、法人の代表者である場合

個人経営における記録申告内容の証明は、官公庁、もしくは、取引先の会社等、第三者からの証明を(1)、(2)、(3)に準じて受けて下さい。

受験申込者自身が法人の代表者である場合は、法人代表者の資格において、自身の記録申告内容の証明を(1)に準じて行って下さい。

### (5) 無職の方の場合

無職の方は、勤務していた直近の会社等から(1)、(2)、(3)に準じて証明を受けて下さい。

無職の方で勤務していた会社等が解散または精算等により現在存在しない場合は、当該会社等に在席していた当時の役員または責任ある地位にあった者の証明をもって代えることができます。

### (6) 出向されている方

出向者においては、現在在席している会社等より(1)、(2)に準じて証明を受けて下さい。

## 注 意

転退職等で会社等が変わった場合は、現勤務会社において証明を受けてよいものとします。官公庁等公共機関の職員の場合も同様です。

【参考】登録手続きに必要な書類

継続教育の記録申告書による登録の場合、以下の書類が必要となります。記録申告書と同一の封筒で提出して下さい。

提出期限：7月31日（消印有効）

記録申告書、および、添付証明書類

登録申請書（様式第1号）

登録申請書（様式第1号）は、CALS/EC 資格制度ホームページ【登録更新のご案内】([http://www.cals-ec.info/kousin/dl/reg\\_formNo1.LZH](http://www.cals-ec.info/kousin/dl/reg_formNo1.LZH))よりダウンロードしてください。

記載方法については、『CALS/EC 資格制度「登録の手引き」(2010年10月)』（[http://www.cals-ec.info/kousin/dl/touroku\\_2010.pdf](http://www.cals-ec.info/kousin/dl/touroku_2010.pdf)）を参照して下さい。

登録料振込領収書コピー（様式第1号に貼付）

住民票（本籍表示あり）：3ヶ月以内

登録用写真2枚

脱帽・正面上半身（縦3cm×横2.5cm）申請日前6ヶ月以内に撮影したもの

